

消防団員確保対策検討会報告書



平成 30 年 12 月

目 次

はじめに	1
1 消防団の現状	2
2 消防団員の確保	2
(1) 加入促進	2
(2) 継続した活動の維持	7
本業の多忙による退団等への対応	7
役職を退くことによる退団への対応	8
その他	8
3 消防団活動の周知・P R	8
(1) 年少期から消防に触れ合う機会の創出	9
(2) 職員研修としての地方公務員の活動参加	9
4 多様な人材の確保	9
(1) 学生などの若年層	9
(2) 専門的な技術を有する者	10
5 活動環境の整備	10
6 消防団員報酬について	10
7 その他	11
(1) 道路交通法改正に伴う免許制度	11
(2) 情報発信	11
おわりに	12
山梨県消防団確保対策検討会委員	12

はじめに

消防団は「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域防災力の中核として住民の安全・安心の確保に努めるとともに、日頃から地域コミュニティの維持や活性化に大きな役割を果たしています。

しかしながら、人口減少や高齢化など社会情勢の変化により消防団の担い手が減少しており、消防団員数は全国的に減少傾向にあります。本県においては、人口当たりの消防団員数は他県と比較して高い水準にありますが、平成 20 年度は 15,915 人であった団員数が、平成 30 年度には 15,017 人と 10 年間で 898 人、5.6%減少しています。

また、平成 25 年 12 月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立や、近年の災害の多様化・大規模化、高齢化に伴う要支援者の増加など様々な要因により、消防団に対する期待は、以前にも増して高まっています。

このため、本検討会においては、県内市町村が取り組む地域防災力強化のための消防団員確保対策について、市町村担当者や消防団員、山梨県消防協会等の協力を得て、効果的な事例を調査・検討し、取りまとめました。



1 消防団の現状

市町村の非常備の消防機関である消防団は、地域密着性や即時対応力などの特性を生かしながら、発災時には消火・救助活動を行うとともに、平時においても、火災予防啓発や防災訓練における住民への周知活動などを行っています。

しかしながら、全国的に消防団員数は減少傾向にある中、本県も例外ではなく、人口減少や高齢化、雇用体系の変化など社会情勢の変化により消防団の担い手が減少しており、従来の20代から50代を中心とした男性のみによる消防団活動の維持は困難となることが見込まれています。

また、消防団員数を維持している団体であっても、被雇用者率の増加により、日中は青年・壮年・中年の層が地域外に流出するケースが多く、団員の確保と併せて日中の防災体制の維持についても検討を行う必要があります。

特に本県では、地形的特性として山間地が多く、台風や集中豪雨の際に急傾斜地に隣接する住民の避難誘導や林野火災発生時の対応など、消防団の活躍が期待される場面が多く、また、切迫性が指摘される南海トラフ地震や富士山噴火の発生に備えるためにも、地域防災力の中核となる消防団員の確保と活動環境の整備が喫緊の課題となっています。

2 消防団員の確保

(1) 加入促進

本県においては、「自らの地域は自らで守る」という考えに基づき、消防団と地元自治会が協力しながら団員の確保に努めてきましたが、多くの市町村で条例定数を満たしていない状況が続いています。消防団員は、消火活動だけでなく様々な活動に従事することから、地域に密着した欠かすことのできない存在です。

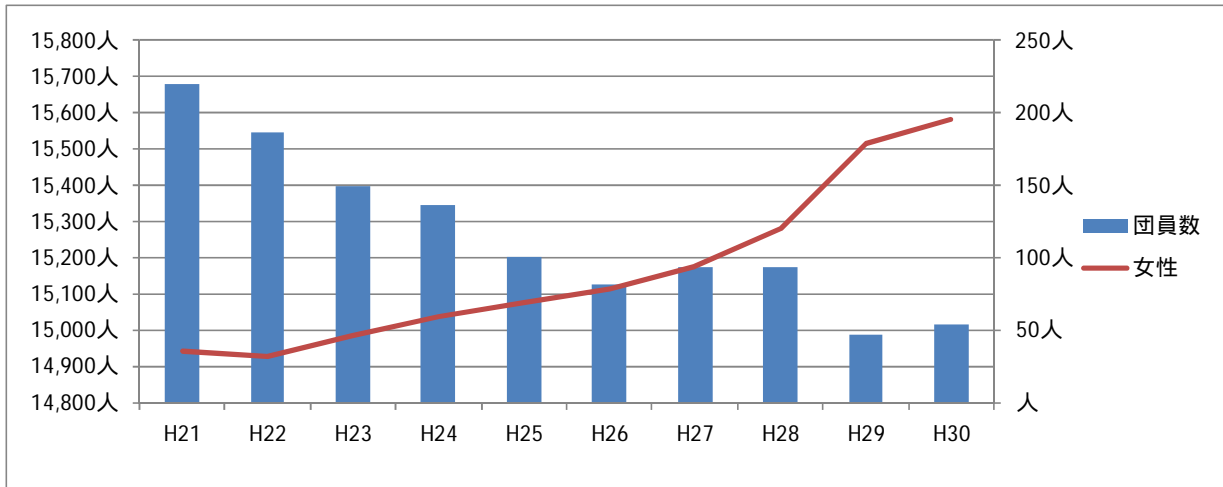
このため、消防団員の確保にあたっては基本団員のみならず、機能別団員制度の導入により、多様な人材を確保することが求められています。活動内容や活動時間を限定する機能別団員制度の導入により、女性や公務員、消防団員OB、学生など多様な人材が消防団活動に参加しやすくなる環境を整備することが可能となり、その結果、新たな分野での活躍や更なる機能強化が期待できます。

また、単に消防団員数を増加させるだけでなく、団員の処遇の改善や負担軽減、団員の家族に対する支援なども継続して検討しなければならない課題と考えます。

なお、機能別団員制度は団員確保策の一つの手法として、各市町村が実情により導入を検討するものですが、期待できる効果は次のとおりです。

- ・ 広報活動などの役割を機能別団員が担うことによる基本団員の負担軽減
- ・ 活動内容や活動時間を限定することで、多様な人材の確保が期待でき、より地域に密着した活動が期待できること

県内消防団員数の推移



H27年度とH30年度の消防団員数は前年度を上回っており、女性団員や機能別団員など新たな分野で新規加入団員を確保する取り組みに、一定の効果があったものと考えます。

< 県内の女性団員数・機能別団員数の推移 >

各年4月1日時点

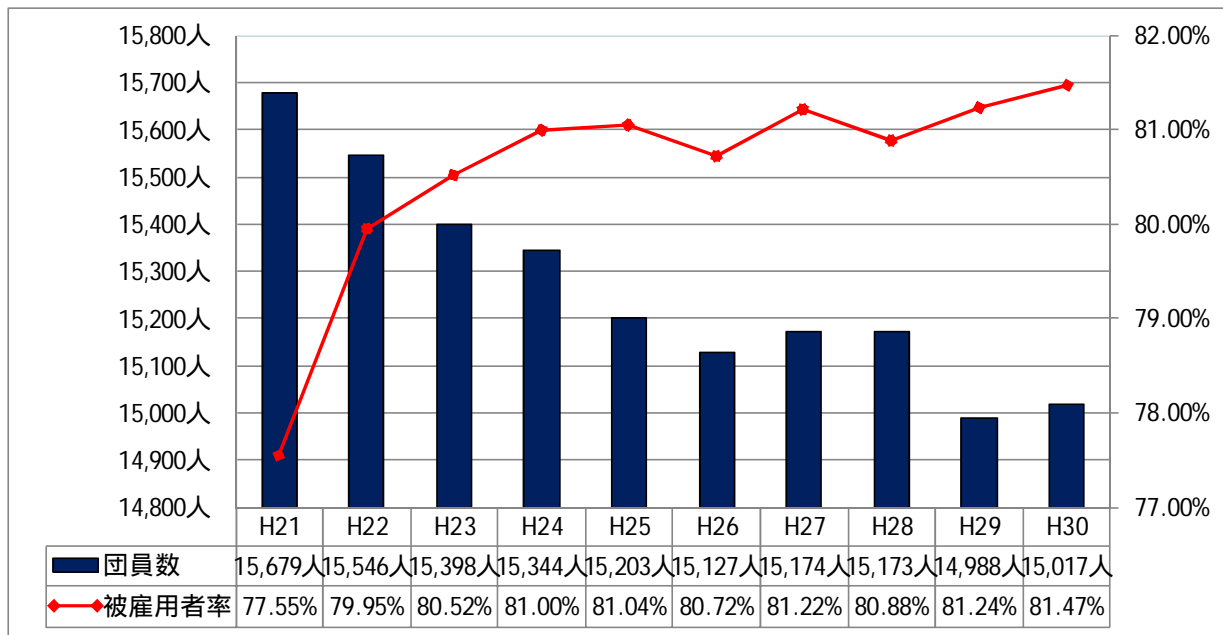
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
女性団員数(人)	36	32	46	59	69	78	94	120	179	195	
機能別団員	導入市町村数	2	2	2	2	3	3	3	3	8	9
	団員数(人)	59	61	63	63	85	94	100	110	269	328

なお、機能別団員制度の導入により、基本団員の士気が低下することを懸念する団体もありますが、総務省消防庁も推奨しているとおり、処遇に合理的な差を設けることにより、士気の低下を防ぐことが期待できます。

< 処遇に差を設ける例 >

	基本団員	機能別団員
報酬	年額報酬	日額報酬 基本団員より一定額を減じた年額報酬
出勤手当	あり	基本団員と同程度
退職報償金	あり	なしでも可
公務災害補償	対象	対象
階級	団長、副団長、分団長、副分団長 部長、班長、団員、その他条例による	団員を基本とする。 部長格、班長格とすることも可

県内消防団員数と被雇用者率の推移



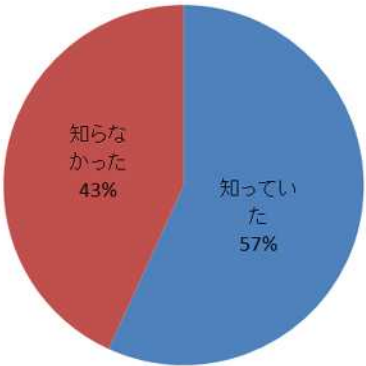
消防団員数が減少しているにもかかわらず、被雇用者率は上昇し、日中は多くの消防団員が地域外に流出しているため、この間の消防団活動の担い手を確保する必要があります。このため、女性や公務員、消防団OBなど日中も地域内に留まることが多い層に対して、消防団への加入を促すことが効果的と考えます。

< 活動例 >

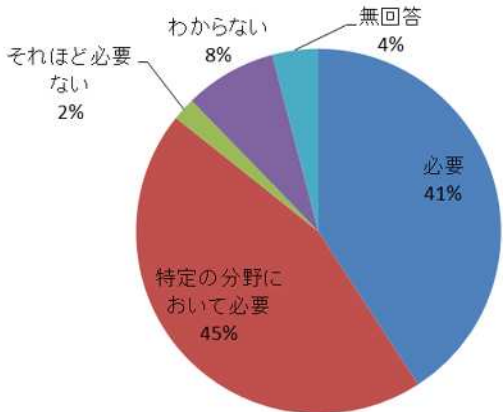
	内 容
女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動（ホームページやSNSにより消防団活動の紹介） ・ イベント時のPR活動 ・ 住宅防火に関する啓発活動 ・ 男性の基本団員と同様の活動 など
公 務 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若手職員の研修として一定期間、消防団に参加し活動全般に従事
消防団OB	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本団員が区域外に出ている日中に発生した火災の初期消火活動 ・ 資機材や水利の点検やメンテナンス ・ 大規模災害時に、基本団員とともに救助活動、消火活動等の実施

女性の消防団の加入促進については、今後も継続して取り組んでいく必要があることから、今後の取り組みの参考とするため、山梨県消防保安課では平成30年2月12日にイオンモール甲府昭和において、北杜市、甲斐市、昭和町の各消防団に協力をいただき、女性消防団員の活動内容をPRするとともに、女性を対象としたアンケート調査を実施しました。（回答数98）

女性団員に対する認知度



女性団員の必要性について

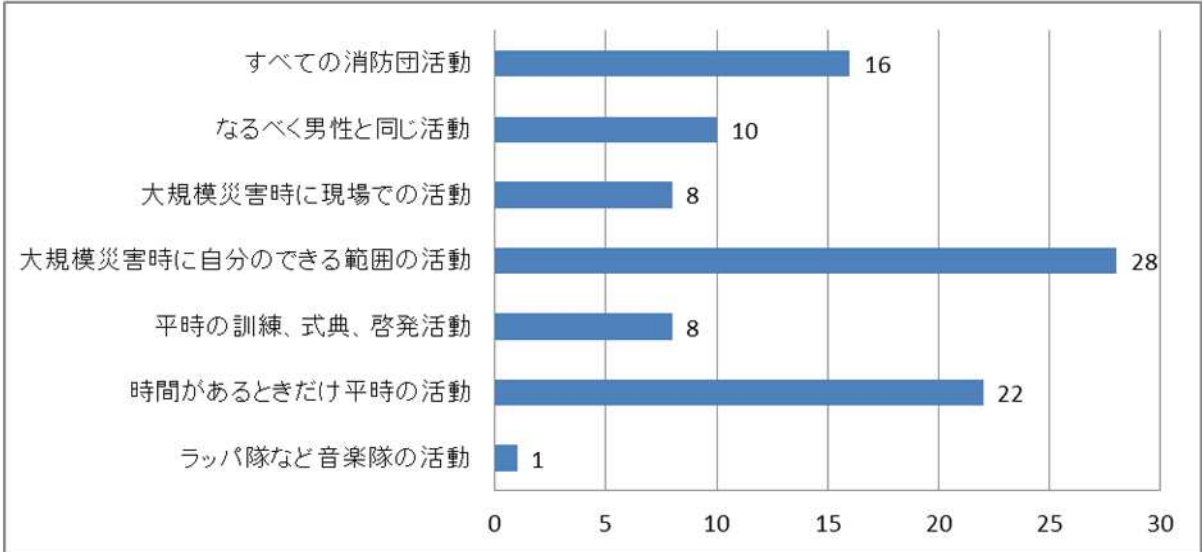


調査の結果、4割の人が女性消防団員の存在を知らず、一方で、約9割の人が女性団員が必要であると感じていることがわかりました。また、依然として「消防団＝男性」といった考え方が残っていることもわかりました。消防団活動において、女性の視点や意見が必要と考える人が多く、依然として残る「消防団＝男性」という考え方やイメージを払拭するためにも、女性団員の活躍等についてPR活動を行うことが重要であると考えます。

また、「消防団活動に参加するとしたら、どのように活動するか」との設問に対し、最も多かったのは「大規模災害時に自分のできる範囲で活動」という回答であり、「時間があるときだけ平常の活動」、「すべての消防団活動」という回答が続きました。消火や救助などの活動には、少なからず体力が必要となりますが、調査の結果、男性と同様にすべての活動に関わりたいと考える女性が多いことがわかりました。

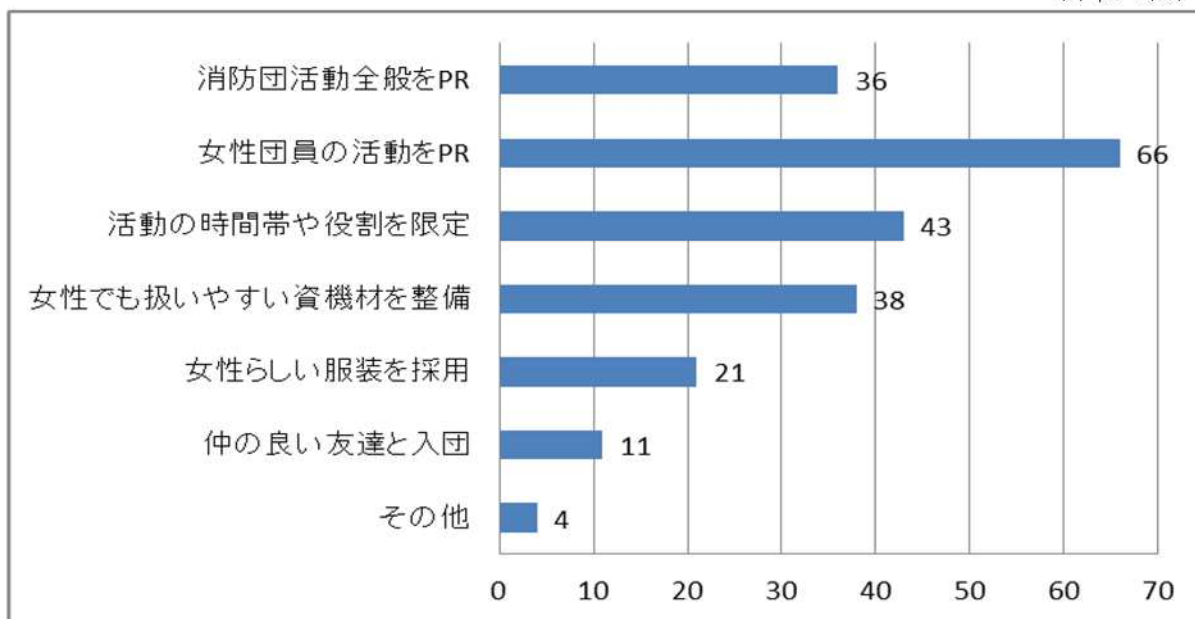
消防団活動に参加するとしたら、どのように活動するか

(単位：人)



女性消防団員を増やすために必要な取り組み

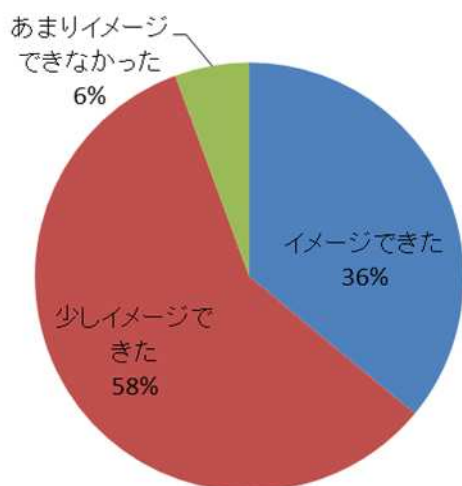
(単位：人)



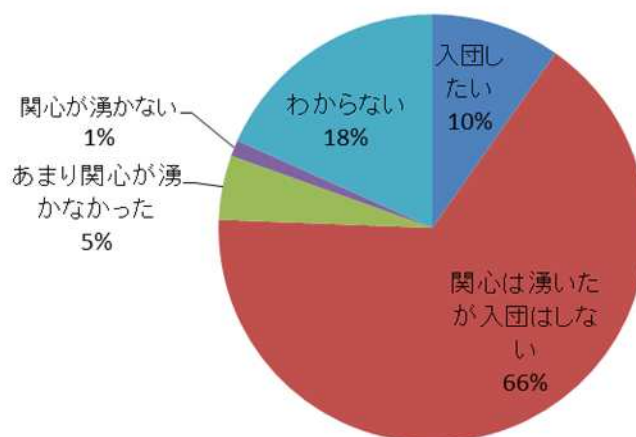
女性消防団員を増やすために必要な取り組みとしては、「女性団員の活動をPR」することと回答する人が最も多い状況です。

イベント参加後の意識変化について

活動内容について



入団希望・関心について



また、消防団活動に関するPRイベントに参加することにより、詳しい活動内容を知ることができ、消防団への関心が高まる結果となりました。特に、女性に対しては女性団員がPRを行うことにより、身近に感じてもらえる効果が期待できます。

なお、現場からは「消防団の活動について積極的にPRすべきである」、「活動内容を正しく理

解してもらえていないのではないかと」いった声も聞かれました。こうしたことから、消防団活動を正しく理解してもらうことにより、新規加入団員の増加が期待できるものと考えます。

更に、このようなPRイベントにおいて関心が湧いたとしても、自ら入団するケースは希であるため、個別に声をかけ、勧誘することが有効と考えます。このことは、女性消防団員が入団したきっかけとして「個別に勧誘されたため」という声が多いことから明らかです。

(2) 継続した活動の維持

消防団の担い手を確保する上で、退団者を減少させることは、加入促進を図ることと同様に重要です。消防庁が平成30年1月に発表した「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書(以下「消防庁報告書」という。)によると、消防団員の退団理由に関する調査結果は次のとおりです。

理 由	割 合
転出による退団(転勤、就学等により、管外へ転出したことによる退団)	65.7%
体力の限界による退団	37.6%
本業の多忙による退団	50.0%
条例等に規定された定年に達したことによる退団	20.5%
役職を退くことによる退団(役職の任期満了、役職を後進に譲る等)	48.2%
在籍年数の一定の区切りによる退団(5、10、15、20、25、30年等)	26.3%
組織の整理統合による退団(部、分団の統合等に伴う退団)	1.8%
活動実績が低い団員の整理による退団	27.6%
活動の負担が大きいことによる退団	15.8%
その他	7.8%

退団理由のうち、2番目に回答が多かった「本業の多忙による退団」と3番目に回答が多かった「役職を退くことによる退団」については、他の団員の理解や協力により、ある程度防ぐことが可能であると考えます。

本業の多忙による退団等への対応

消防庁報告書にある「本業の多忙による退団」の防止だけでなく、様々な観点から「消防団活動と 〃の両立」として対応することが有効であると考えます。

時間的に消防団活動が困難になる例としては、「本業の多忙」、「家庭の事情(育児や介護等)」などが考えられます。また、近年、消防団の担い手の減少により、消防団活動を行う地方公務員が増加していますが、大規模災害発生時にどちらの活動を優先させるべきかといったことが課題となります。このことは、国や地方公共団体と災害発生時の対応について協定等を締結している企業等に勤務している団員にとっても同様です。

消防団は、様々な年代や職業の人が集まって同じ活動に従事することから、団員相互の理解を深め、過度な負担とならないよう団員間で役割を分担し、活動する必要があります。特

に、式典やイベントなど、特定の団員に負担が偏らないように配慮し、特段の事情を有する団員については、一定期間、活動を休止させるなどの対応により、継続して消防団活動に従事できる環境を整備することが望ましいと考えます。

また、大規模災害発生時には、「団員自身や家族の安全確保」や「救助や消火活動等の災害対応」、「住民の避難誘導」、「本業との調整」など様々な対応が求められますが、これらの優先順位を平時から確認し団員間で共有するだけでなく、マニュアル等を整備することが有効であります。

役職を退くことによる退団への対応

消防団幹部として活動に参加することにより、常に緊張感を強いられることとなり、一定期間、役職を務めた後に退団することは、やむを得ないものと考えます。しかしながら、長い間、地域の安全確保に従事していた方々の知識や経験は、消防団活動に不可欠であり、役職を退いた後も、大規模災害発生時の活動や団員が地域外に出ている日中の初期消火、資機材の点検などに役割を限定した機能別団員として活動を継続してもらうことが有効です。

なお、日中に火災が発生した場合、消防団OB（機能別団員）が消防ポンプ自動車で火災現場に参集し、職場から私用車で参集した消防団員に引き継ぐといった取り組みを行っている団体もあります。

県内では、上野原市などで取り組んでおり、今年度からは南アルプス市でも消防団OBに機能別団員として活動に参加してもらう制度が導入され、一定の効果が現れています。

その他

消防団員の被雇用者率が上昇しているため、事業所の理解を得ることも重要です。県内においては、すべての市町村が消防団協力事業所表示制度を導入していますが、引き続き各市町村において協力事業所を増加させ、地域全体で消防団活動を支援することが必要です。このため、市町村においては、消防団協力事業の認定について「消防団員が従業員にること」等の要件を緩和するとともに、消防団協力事業に対する支援策の充実を図ることが有効と考えます。具体的な支援策としては、「表彰制度」や「入札参加資格の加点」、「制度融資における利率の優遇」、「防災行政無線個別受信機や消火器の無償提供」などが挙げられます。

また、地域全体で消防団活動を支援・応援する制度として、消防団員やその家族に対して事業所や店舗が特典を付与する「消防団サポート事業」がありますが、平成30年4月時点で導入済みであるのは13市町村にとどまっています。市町村の地域特性から、事業に参加できる事業所が少なく制度導入に至らない例もあり、現行の市町村単位で実施する方法では、更なる拡大は難しいと考えます。このため、県内すべての市町村での導入に向け、県や消防協会が中心となり、広域的に実施する取り組みが必要です。

3 消防団活動の周知・PR

県で実施したアンケート調査結果や現場の意見として、「消防団活動のPR」の必要性が挙げられます。地域の安全を守る消防団の活動内容を十分理解してもらい、身近に感じてもらうことにより、加入促進のみならず地域からの理解を得ることが期待できます。

甲斐市消防団フェスタのように消防団のイベントとして独自のPRを行っている団体もありますが、市町村消防団のみで実施することとなると人的、財政的な負担が大きいため、市町村が実施するイベントとの同時開催や、消防協会を中心として複数市町村による合同開催が望ましいと考えます。

また、より多くの人から消防団活動への理解を得るには、次のような取り組みも有効です。

(1) 年少期から消防に触れ合う機会の創出

小学生や中学生の頃から消防団活動を身近に感じてもらうことにより、将来の消防団の担い手となる人材育成に向けた取り組みを実施することが効果的です。各種イベントの際に、子ども用の防火衣の試着や消防車両への試乗などが広く行われていますが、継続して消防に関する活動を行うことで、より大きな効果が期待できます。

また、東山梨消防本部管内の小学校では、少年消防クラブを設置し、月1回のペースで様々な活動を実施しており、総務大臣表彰を受賞した団体も複数存在します。その他にも、富士河口湖町では中学生がポンプ操法を実演し、昭和町の小学校では「地域のために働く人を知る」として消防団員が講師となって活動紹介するとともに、甲府市の一部地域の子どもクラブでは火災予防のため夜間の見回りを行うなど、様々な方法で年少期から消防と触れ合う機会を創出しています。

(2) 職員研修としての地方公務員の活動参加

消防団は市町村の組織として活動していることは言うまでもありませんが、消防団員は非常勤の特別職であるため、通常、市町村の消防防災担当課以外の職員との交流が少なく、結果として市町村職員の消防団活動に対する関心や理解が低いのではないかとこの意見が聞かれました。

既に多くの市町村で導入されている手法として、若手職員を一定期間、消防団に加入させることを職員研修等に位置付けるものがありますが、こうした取り組みは、消防団への理解を深めるとともに、職員一人ひとりの防災活動に関する知識も深めることとなり、地方公共団体の防災力強化にもつながるものと期待できます。

また、職員研修等に位置付けることが困難な場合は、若手職員を対象とした研修会等において消防団の役割や必要性について説明し、加入を呼びかけることが有効です。なお、県では今年度から新任職員研修において、このような取り組みを行っています。

4 多様な人材の確保

災害の多様化や消防団の担い手の減少により、これまでとは異なる層に働きかけることも必要になっています。

(1) 学生などの若年層

消防団員は18才以上であれば加入できるため、大学生や専門学校生等の若い力の参加が強く求められます。特に、将来的に消防吏員を目指す学生や医療・看護系の学校に通う学生が機能別団員として参加することは、身につけた知識を消防団活動に活用できるため、効果的であ

ると考えます。なお、学生の消防団への入団にあたっては、「学生消防団活動認証制度」の導入により、消防団活動に参加した学生に対してメリットを付与することも重要です。

また、笛吹市では市内在住の学生が機能別団員として消防団活動に参加できるよう条例を整備していますが、こうした取り組みは人材確保に効果的であると考えられるため、他の市町村でも取り入れることが有効です。他県では、市町村と大学が連携し、校内に学生で編成された分団を設置する例もあり、こうした取り組みについても、今後、検討することが望まれます。

なお、若年層の加入促進策として、災害活動におけるドローンやオフロードバイクなど最新装備の導入により若者の関心を惹き、これらの操作技術の習得することを目的に入団を促すことも期待できます。これらの活用方法等に関する研修は山梨県消防学校でも実施しているため、各市町村が地域特性を考慮しながら、積極的に研修に参加し、導入を検討することが必要です。

(2) 専門的な技術を有する者

大規模災害が発生時した際、消防団員は消火活動のみならず、救助や避難誘導、情報収集活動など様々な役割が期待されます。こうした活動には重機やエンジンカッターなどの建設資機材や、ドローンなど専門的な知識が求められる資機材が必要になります。消防車両に積載されている資機材により使用方法を訓練することも可能ですが、より大型の資機材などを活用するためには、専門的な技術を有する者を、大規模災害時に限って活動に参加する「大規模災害団員」として登録することが効果的です。

また、「大規模災害団員」制度を導入することが困難な場合には、これらの資機材やオペレーターを有する事業所に対して、消防団協力事業所として消防団への資機材の提供や災害時の活動に対する支援について働きかけることも有効です。

5 活動環境の整備

近年、災害が多様化する中、消防団員の装備品を充実強化する必要性が更に高まっています。平成30年7月豪雨では広範囲で浸水害が発生しましたが、こうした災害を教訓として消防団員が安全に活動できるよう、救命胴衣や救助用ゴムボートの整備などが求められます。このため、各市町村において中長期的な整備計画を策定した上で、各種助成制度を活用しながら整備を推進する必要があります。

また、既存の施設を改装し、女性用更衣室やトイレ、打合せスペースなど女性が活動しやすい環境を整えることにより、女性団員の更なる増加が期待できます。

6 消防団員報酬について

消防団員は、非常勤の地方公務員であり、各市町村が定める条例に基づき報酬が支給されます。国の交付税制度上は団員1人当たりの年額報酬が36,500円と算定されていますが、本県では、これを上回っている市町村は1団体のみです。総務省消防庁からは、年額報酬を1万円以上にすることを求められており、消防団員のモチベーションを上げるためにも、各市町村において報酬の引き上げを検討する必要があります。

7 その他

(1) 道路交通法改正に伴う免許制度

改正道路交通法の施行により、平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得した者は、車両総重量 3.5 t 以上の自動車の運転ができなくなりました。(改正前は、車両総重量 5.0 t 未満の自動車の運転可。)

一般的な消防ポンプ自動車の車両総重量は 3.5 t 以上であり、改正道路交通法施行後に普通免許を取得した者はこれを運転できないため、この対応として該当する団員に準中型免許、中型免許を取得させる必要がありますが、現在、県内市町村における助成制度については次のとおりです。

助成制度あり	検討中	助成制度なし
7 団体	4 団体	16 団体

平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得した新規加入団員が準中型・中型免許を取得する費用に対して、市町村が助成を行った場合、その助成額の一部について、特別交付税措置が講じられています。しかしながら、これは財政的な問題にとどまらず、消防ポンプ自動車を運転できないことを理由に消防団への参加を拒否する者が生じるおそれもあり、消防団確保の障害となりかねない問題であることから、県と市町村が連携して関係機関に対し、早期の対応を働きかけることが重要です。

また、改正後の普通免許で運転が可能な車両総重量 3.5 t 未満の消防ポンプ自動車も開発されていますが、市町村が保有するすべての車両を入れ替えるには、多額の費用を要することとなり現実的ではありません。また、本県の地域特性から、水利の乏しい林野火災に対応できる水槽付き消防ポンプ自動車の整備が必要となる地域もあり、単に小型で軽量の車両に入れ替えることで対応できる問題ではないと考えます。

(2) 情報発信

消防団員の加入促進では、消防団員の活動内容を広く周知することが重要ですが、消防団員の家族等を機能別団員として広報班を設置することも効果的と考えます。女性や若年層の視点で紹介することにより、新たな層の消防団活動への参加が期待できます。

また、子育て中の世代の協力を得ることにより、年少期から消防団活動に触れる機会を創出することができ、災害発生時には、乳幼児を多く受け入れている避難施設に関する情報発信等を通じて、効率的な対応が期待できます。

その他、小菅村では消防団員の訓練内容等に関する広報資料を作成し、団員の家族や地元自治会などの理解を得るために役立てています。

おわりに

今回の報告書は、総務省消防庁で推進している制度や県が実施したアンケート調査結果、また、本検討会において現場の声として挙げられた意見などに基づいて作成しました。

将来にわたり消防団活動を維持するためには、常に社会情勢の変化に合わせた体制を整備し、性別や年齢、職業など様々な枠を越えた地域全体の協力が不可欠です。

消防団は地域防災力の中核を担う存在として、代替性のない極めて重要な組織であることを再度認識していただくとともに、今後も継続して消防団員の確保対策や活動環境の整備について、県や市町村、山梨県消防協会が連携して検討を行っていくことを期待します。

< 山梨県消防団員確保対策検討会委員 >

(一財)山梨県消防協会 筆頭副会長
特定非営利活動法人 災害・防災ボランティア未来会 代表
山梨学院大学 学生センター課長
山梨県防災局消防保安課長(座長)
山梨県消防学校教頭
市町村担当者、消防本部担当者、消防団員の代表

